

(談話)

教職員のメンタルヘルス問題を生み出している管理と競争の教育政策を転換し、
長時間勤務の解消にむけた抜本的な施策の実施を求める

2013年1月11日

全日本教職員組合(全教)

書記長 今谷 賢二

文部科学省(以下、文科省)は、12月24日、「平成23年度 公立学校教職員の人事行政状況調査について」を発表しました。文科省の発表によると、2011年度の教職員の病気休職者数は8544人(前年度比116人減)で、うち精神疾患は5274人(前年度比133人減)となっています。病気休職および精神疾患における若干の減少があるものの、6年連続で精神疾患が病気休職者の60%を超えている「高止まり」状態は、異常です。また、2011年度の新採教員で、条件付採用期間を経て正式採用とならなかった者は315人で、うち103人(前年度比12人増)が精神疾患で退職しています。「自己都合退職」とされている165人についても、その多くが条件付き採用であるために病気休暇後の休職が認められずに退職に追い込まれたと推定されます。子どもたちの教育に夢と希望を抱いて教職の道を歩もうとしたにもかかわらず、退職せざるをえない無念さに思いを馳せざるをえません。

年代別にみると、50代以上の病気休職者比率が全体の43.4%、40代が30.3%となっています。経験も豊富なベテラン層が、子どもたちや教職員が抱える課題解決の困難さと教育委員会や管理職からの要請の板挟みになっている状況を反映していると考えられます。また、希望降任制度の状況については、副校長・教頭や主幹教諭からの降任希望者が校長からの希望者と比べ、それぞれ約12倍、約18倍の比率となっています。第一次安倍政権のもとで強行された改悪教育基本法の具体化としての「新しい職の設置」が、子どもたちの教育や教職員の共同に新たな困難を生み出していることの証左とみることができのではないのでしょうか。

今回の調査で昨年を引き続き、「精神疾患による休職発令時点での所属校における勤務年数」が公表されました。それによると、赴任して1年未満で1210人、2年未満で1174人となっており、精神疾患全体の45.3%が新たな学校へ赴任して間もない時期に休職に入っています。本来教職員の共同の力が発揮されることが求められているはずの学校現場で教職員が孤立させられ、分断されている状況を示していると思われまます。

文科省は昨年1月に「教職員のメンタルヘルス対策検討会議」(以下「検討会議」)を発足させ、教職員のメンタルヘルス問題の解決にむけた対策を開始しています。全教は、文科省からの要請にもとづき「検討会議」の「中間まとめ」に対する意見表明をおこないました。子どもたちとふれあい、その成長にやりがいを感じている一人ひとりの教職員を支えるためには、第1に政府・文科省が教職員に対する管理統制を強めるのではなく、教職員が子どもたちの教育に専念できる権利と自主的な権限の保障を内容とする条件整備をおこなうこと、第2に文科省と地方教育委員会の責任で事務作業、会議や調査研究などの軽減をおこない、子どもたちと直接ふれあう時間を奪っているさまざまな業務の精選をおこなうこと、第3に、OECD平均程度の抜本的な教職員増をおこなうとともに、「公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法」を改正して、病気休職の背景にある恒常的な長時間過密労働の根本的な是正に踏み出すことが必要です。

全教は、依然として続いている教職員の健康をめぐる深刻な事態を解決し、教職員が子どもたちの教育にいっききととりくむことができる労働条件と環境整備を速やかにおこなうことを文科省に強く求めるものです。

以上